

第 1 章 基本理念と産業振興の方向性

1. 丸亀市総合計画・丸亀市産業振興条例と本計画の位置付け

本計画は、上位計画である「丸亀市総合計画」と、本市の産業振興の方向性を定めた「丸亀市産業振興条例」を踏まえ、本市の産業振興を推進するための計画に位置付けます。

【丸亀市総合計画と丸亀市産業振興条例】

丸亀市総合計画（後期基本計画）

<重点課題>

- ・産業が栄え賑わう拠点都市づくり

<政策の柱>

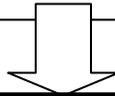
- ・日常生活が営みやすくにぎわいと活力あるまちを創る

<政策目標>

- ・活力とにぎわいに満ちたまち

<産業振興条例 基本方針>

- ・産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。
- ・地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。
- ・人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。
- ・市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。



丸亀市産業振興計画

計画期間 平成25年度～平成29年度まで（5か年計画）

本計画は、丸亀市総合計画の政策目標である「活力とにぎわいに満ちたまち」を達成するために、産業振興条例の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めたものです。

2. 本計画の基本理念

本市産業のほとんどが中小企業であり、それらの振興にあたっては、創意工夫を凝らし、技術を磨く自立した中小企業の存在と成長が不可欠です。中小企業自らが経営を革新し、新製品やサービスを積極的に生み出す、挑戦する中小企業を支援しなければなりません。さらに、単独による活動だけでなく、連携や協働、地域資源の活用による活動を促進させることが求められます。

中小企業のうち、特に、地域に密着した農水産業や地場産業は、経済活動の主役に留まらず、伝統技能や文化の継承に重要な役割を果たしています。中小企業が地域社会と住民生活に貢献するためには、これまで以上に、地域住民との結びつきを強める必要があります。例えば、農水産業における体験学習、地場産業における丸亀うちわの製作体験等、特に幼少期から関わりを深める取り組みを行い、中小企業への理解と地域への愛着を深める機会をつくる必要があります。

また、少子高齢化・人口減少社会の中、地域社会の発展のためには、定住人口の維持・増加が必要です。産業振興を図り、中小企業による雇用創出、地域住民への商品・サービス等の提供という社会的役割を果たし、住みやすいまちを目指す中、本市は、近隣市町（善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）と連携し、定住自立圏構想を推進しています。

このように、社会の主役である中小企業は、本市産業のみならず、地域振興においてもきわめて重要な位置付けにあります。しかし、中小企業の多くは、人材や資金等の経営資源が不足しており、産業振興を中小企業の自助努力のみで行うには限界があります。関係機関や本市等が連携し、中小企業を支援することが求められています。

本市では、国・県等が行う中小企業支援策を、中小企業が有効に活用することを支援するとともに、地域の特性や課題にマッチした中小企業の振興を行うために、本市独自の産業振興策を講じたいと考えます。

上記を踏まえ、本市の歴史や伝統を大切にしたい産業振興を図り、かつ、イノベーションに挑戦する企業を多く輩出する丸亀らしい産業都市を目指したいという思いを込め、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

<基本理念>

「伝統を活かしイノベーションに挑戦する産業都市丸亀」

3. 本計画における産業振興の基本的な方向性

基本理念による産業振興を推進するために、本計画の産業振興の基本的な方向性を次のとおり定めます。

＜本計画の基本的な方向性＞

1. 中小企業の維持・発展

中小企業の維持・発展を産業振興の中心と位置付け、中小企業の自助努力を後押しする支援策を充実させます。

2. 地域社会とともに取り組む施策の推進

地域の理解や愛着を土台とした産業振興を図るために、地域社会とともに教育等の施策に取り組めます。

3. 地域資源の積極的活用

魅力的な地域資源（産地技術・農水産物・観光資源）の積極的な活用を図り、本市の魅力をPRします。

4. 連携・共同・革新の促進

地域企業の活力向上のために、中小企業等による連携や共同、個別企業の新たな取り組み（経営革新）を支援します。

5. ワンストップサービスによる円滑な施策活用

経営の課題を総合的に相談できるワンストップ相談機能を充実させ、意欲ある中小企業を支援します。

6. 雇用、勤労者福祉の増進

勤労者の福利厚生を充実させる制度を普及促進します。

4. 本市産業の課題と産業ごとの重点テーマ

(1) 本市産業の課題

6つの基本的な方向性を実現していくためには、本市産業の主な課題を特定し、その解決を図る必要があります。まず、本市産業に共通する主な課題を次のとおりと考えます。

1) 後継者・担い手

雇用の安定を求める意識の高まりや、若年層の都市等への流出を背景に、次世代の本市産業を担う後継者や担い手の不足が深刻となっています。

2) 経営環境

長期にわたる景気の停滞や円高、燃料高、消費者行動の変化等を背景に、厳しい経営環境にあります。

3) 売上高

市場競争の激化やデフレの進行等を背景に、売上高（収入）が低迷している傾向が続いています。

4) 企業間・異業種等の連携

新商品や新サービスの開発のための連携が、一部に留まっている傾向にあります。

5) 経営革新

新しい取り組みを行う等の経営革新が、県内の他市町に比べると停滞している傾向にあります。

6) 中心市街地（丸亀市中央商店街）

中心市街地全体の人口は微減に留まっていますが、中央商店街の衰退が顕著となっています。

7) 地場産品

丸亀うちわに代表される地場産品の技術継承が難しくなっていると同時に、「丸亀うちわ」のイメージが市内外において薄れている傾向にあります。

8) 観光ルート

本市には魅力ある観光資源が多くあるものの、その魅力を活かしきれていないのが現状です。

9) 滞在型観光

本市の観光地は、他の観光地へ向かうまでの一通過点と位置付けられる傾向にあります。

これらを共通課題として認識した上で、特に産業ごとの現状や特性等を踏まえ、産業ごとに重点テーマを設定します。

(2) 産業ごとの重点テーマ

本市産業の共通課題を踏まえ、産業ごとに特に重視するテーマ（重点テーマ）を次のとおり定めます。なお、重点テーマの詳細は第3章に記載しています。

<農水産業>

①後継者、担い手育成

新規就業者や後継者等が円滑に従事できる環境整備を図ります。

②生産環境の適正化

農水産業従事者と地域住民、行政等が一体となった生産環境の適正化を図ります。

③販路の拡充

魅力ある農水産加工品を提供する取り組み（6次産業化等）を支援します。

<商工業・新産業>

①企業間の情報共有、連携

産学官連携や異業種連携を促進します。

②ベンチャー、経営革新の推進

新しい取り組みを行う中小企業を支援します。

③中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化

中央商店街・地域住民・本市が一体となった活性化に取り組みます。

<地場・観光産業>

①丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR

「丸亀うちわ」等の地場産業を積極的にPRします。

②「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実

「港-駅-城」ゾーンを最大限に生かし、観光客の増加を図ります。

③滞在型観光の推進

飲食、土産や体験観光を充実させ、滞在型観光を志向します。

第1章 基本理念と産業振興の方向性

<イノベーション>

オーストリアの経済学者シュンペーター (Schumpeter) によれば、「イノベーションとは、新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することであり、生産とはものや力を結合すること」です (文部科学省ホームページより)。本計画では、企業が新たな取り組み (新商品・サービスの開発、新しい販売方法や生産方法の導入、新しい経営方法の導入) を図ることにより、企業業績を向上させることと捉えています。

「港・駅・城」ゾーン

本計画では、塩飽諸島・丸亀港を「港」ゾーン、丸亀駅および中心市街地を「駅」ゾーン、丸亀城およびその周辺を「城」ゾーンとしています。

6次産業化

農林水産省の定義によれば、6次産業化とは、「農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業 (加工・販売等) に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組」です。

産学官連携

産学官連携とは、民間企業 (産)、大学等の教育機関 (学)、地方自治体等の行政 (官) が連携し、研究開発や事業推進等を行うことです。

ベンチャー (企業)

早稲田大学の松田修一氏の定義によれば、ベンチャー企業とは、「成長意欲の強い起業家に率いられたリスクを恐れない若い企業で、製品や商品の独創性、事業の独立性、社会性、さらに国際性をもったなんらかの新規性のある企業」です。

経営革新

中小企業新事業活動促進法によれば、経営革新とは、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

中心市街地

中心市街地活性化法では、中心市街地とは、「都市の中心の市街地」です。

滞在型観光

JTB 総合研究所によれば、滞在型観光とは、「一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと」です。

5. その他支援策

本計画の基本的な方向性の中で、特に「中小企業の維持・発展」と「雇用、勤労者福祉の増進」は、本市産業の維持・発展のための基盤となる項目です。

これらに関する取り組みを、重点テーマの他に「その他支援策」として定め、その充実を図ります。なお、詳細は第4章に記載しています。

<その他支援策>

・小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実

中小企業の約7割を占める小規模企業への経営支援を充実し、産業基盤の維持・強化を図るとともに、新規創業の促進につなげます。

・外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実

経済環境の急激な変化や親会社等の取引先の倒産、災害の発生等の外部環境の変化に直面した中小企業の事業継続を支援する施策の充実を図ります。

・従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実

本市の中小企業に勤務する従業員の雇用や福利厚生等を充実させ、働きたい・働きやすい労働環境整備の支援の充実を図ります。

・中小企業への金融支援の充実

新規創業や新規事業展開による資金需要に対応するために、国・県・本市の制度金融の普及促進を図ります。

6. 本市産業振興計画の体系図

基本理念「伝統を活かしイノベーションに挑戦する産業都市丸亀」



産業振興計画の基本的な方向性

1. 中小企業の維持・発展
2. 地域社会とともに取り組む施策の推進
3. 地域資源の積極的活用
4. 連携・共同・革新の促進
5. ワンストップサービスによる円滑な施策活用
6. 雇用、勤労者福祉の増進

基本的な方向性の実現のための施策を、「産業別」と「その他支援策」のテーマに分けて計画しています。

〈各産業の重点テーマ〉

- 〈農水産業〉
 - ①後継者、担い手育成
 - ②生産環境の適正化
 - ③販路の拡充
- 〈商工業・新産業〉
 - ①企業間の情報共有、連携
 - ②ベンチャー、経営革新の推進
 - ③中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化
- 〈地場・観光産業〉
 - ①丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR
 - ②「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実
 - ③滞在型観光の推進

〈その他支援策（テーマ）〉

- ①小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実
- ②外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実
- ③従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実
- ④中小企業への金融支援の充実

テーマにもとづく施策を実施

7. 本計画における用語の定義について

事業所・企業

事業所・企業統計調査規則第 3 条において、「事業所」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいい、「企業」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社と定義しています。

中小企業

中小企業基本法第 2 条において、中小企業の範囲を、次のように定義しています。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

小規模企業

中小企業基本法第 2 条において、小規模企業の範囲を、次のように定義しています。

製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

本計画においては、上記の 3 定義をもとに次のとおり標記します。

企業	大企業・中小企業・個人のすべて
中小企業	企業のうち、中小企業の定義に含まれる法人・個人
小規模企業	中小企業のうち、小規模企業の定義に含まれる法人・個人

※農水産業も上記に含まれます。